

「風さやか」広報・PR業務委託 仕様書（案）

本仕様書は、「風さやか」推進協議会（以下「委託者」という。）が行う「風さやか」広報・PR業務を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 目的

県内の消費者及び実需者等を対象に、長野県オリジナル品種である「風さやか」をPRし、認知度向上と消費拡大を図り、生産者の生産意欲向上につなげることを目的とする。

2 委託期間

委託期間は契約締結日から、令和8年2月27日（金）までとする。

3 委託業務の内容

本業務の委託内容は、以下（1）から（3）のとおりとする。なお、業務の一部を再委託することで、効果の向上が見込めるときは、業務の一部を再委託することが可能であるが、その際はあらかじめ委託者の承認を得ること。

なお、業務の提案にあたっては「風さやか」の特徴※を踏まえたターゲットの設定、事業効果等の分析も含めて提案すること。

※「風さやか」の特徴

長野県オリジナル米	→ 信州はおいしいお米の産地
冷めてもおいしい	→ 家族のお弁当・おにぎりに、テイクアウト弁当にも
冷凍・冷蔵保管でもおいしい	→ 一度にたくさん炊いて保存できる
しっかりとした旨味・甘味 味のバランスがよい	→ ごはんをおいしく食べるための和食はもちろん、 あっさりしていて、洋食・中華の味も邪魔せずひきたてる
手に取りやすい価格	→ 食べ盛りの子を持つ世帯へ

（1）第5回「風さやか」食味コンテストの業務運営

「風さやか」食味コンテストの業務運営を行う。なお、コンテストの開催要領は委託者が作成する。コンテストの開催目的及び概要は以下のとおり。

【目 的】

長野県オリジナル品種である「風さやか」の食味コンテストを開催し、消費者に対して「風さやか」を広くPRすることで、生産者の生産意欲向上と品質向上に対する技術研鑽を促進する。

【コンテストの概要】

- ① 1次審査：玄米の機械鑑定（11月頃）※1
- ② 最終審査：審査員による炊飯米の食味審査（12月頃）※2
- ③ 表彰式：コンテスト入賞者の表彰（1月頃）※3
- ④ 受賞者のPR※4

【具体的な事務】

- ・会場手配（洗米会場、炊飯会場、審査会場）、出品者への事務連絡（玄米・精米の納品指示や審査結果の通知等）、審査必要物品の手配、運営スタッフの手配、コンテスト当

日のスケジュールリング管理及び運営、表彰式の会場手配・設営等、コンテストの開催に必要な一連の事務（詳細については委託者と協議の上、対応すること）。

- ・会場は複数の流し台がある調理室等を備え、10 台程度の炊飯器が同時に炊飯できる電気設備があること。
- ・生産者のモチベーション向上につながるよう入賞者（知事賞 1 名、会長賞 1 名、優秀賞 2～3 名）に対し、インセンティブを付与すること。

インセンティブの例）テレビ番組への出演、全国紙・県内広報誌での特集記事（入賞者コメント）の掲載等

- ※ 1 長野県農業試験場の機械を使用するため、委託者が実施。
- ※ 2 審査員は委託者と協議の上、決定する。なお、委託費に審査員の旅費及び報償費は含めない（委託者負担）。
- ※ 3 時期や場所、内容については別途委託者と協議すること。
- ※ 4 ③とあわせて実施することも可能とする。

（２）県内イベント及び食育ワークショップにおけるプロモーション活動

- ・①「風さやか」生産者の栽培上のこだわりや苦労、努力等を県内の消費者に訴求し、数ある米の銘柄の中で「風さやか」を選択してもらうため、県が主催する県産食材のプロモーションイベント※ 1 と絡めた販促活動を実施すること（1 回以上）。
- ・②「風さやか」の販売ターゲットの 1 つである子育て世代に対し、親子で参加できる食育ワークショップ※ 2 を企画・開催し、食育体験を通じて「風さやか」の魅力や生産者理解を促進すること（1 回以上）。
- ・上記①、②の実施にあたっては、「風さやか」を栽培している生産者や農業高校生等の作り手が「風さやか」の消費者ニーズを実感できるよう、作り手と連携して実施することとし、作り手が直接消費者へプロモーションできる機会を創出すること。
- ・また、実施にあたっては、①の来場者、②の参加者が「風さやか」を実食できるよう調整すること。①②とも SNS 等を活用し、来場者及び参加者の確保に努めること。
- ・連携する生産者はイベント実施場所を考慮し、選定すること。

※ 1 イベントの詳細に関する情報については別途連絡。

※ 2 例）地元生産者の「風さやか」と地元食材を使った親子でのおにぎりづくりワークショップ、食育インストラクターによる親子での「風さやか」アレンジ料理教室等

（３）インフルエンサー及び協議会が運営する SNS を活用した情報発信

- ・協議会が運営している X（旧 Twitter）による情報発信力を強化するため、フォロワーを増やす取り組みを行うこと。

例）「風さやか」プレゼントキャンペーンの実施等

- ・また、下記インフルエンサー発信情報のリポストによる拡散のほか、食味コンテストに関する情報や事務局が所有する動画や画像等を用いて定期的に発信すること（毎月 2 回以上、10 月～2 月まで計 10 回以上）。発信情報は事前に委託者と協議の上、投稿すること。
- ・（１）（２）を効果的に開催し、消費者へ「風さやか」の魅力を訴求するため、インフルエンサーを活用し、イベントの開催告知や開催後の動画投稿等を行うこと。（上記（１）に関する投稿 3 回以上、上記（２）の①②のイベント開催前後の投稿各 1 回以上（合計 4 回以上））。

4 対象経費

本業務委託の対象となる経費は、以下のとおりとする。

- ・食味コンテストに係る食材費・資材費・人件費・会場設営費・印刷費・通信運搬費等
- ・イベント等に係る食材費・人件費・会場設営費等
- ・広報PRに係る活動費
- ・その他事業実施に必要な経費

※一般管理費は事業経費の合計額の10%以内であること

5 業務等の報告

(1) 着手報告等

受託者は、着手届、実施日程表及び事業計画（様式はいずれも任意）を、契約の日から10日以内に委託者に提出するものとする。

(2) 進捗状況等報告

受託者は委託者から要求があった場合にはすみやかに進捗状況を報告するものとする。

6 完了報告

受託者は、事業終了時に以下に定める成果品の提出とともに次の書類を提出すること。

- (1) 委託業務完了報告書（様式第1号）
- (2) 委託業務収支精算報告書（様式第2号）
- (3) 活動記録書（様式第3号）

7 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 本業務の内容を記録した業務報告書1部（A4版で作成のこと）。
- (2) 上記の資料等のデータが保存された電子媒体（Microsoft Excel、Word 又は PowerPoint 形式をDVD-R等にて保存したもの）、動画データ及び印刷物（版下）。
〔 ※協議会事務局職員が現在使用中のパソコンの動作環境
Windows 10 Enterprise, Microsoft 365 〕
- (3) その他、成果品として必要と認められるもの。
- (4) 成果品は、画像・映像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませたうえで納品すること。

8 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後、双方責任者の立ち会いのもと、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 成果品について委託者から修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格をもって完了とする。

9 瑕疵

完了検査終了後、成果品に受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、委託者の指示に従い受託者の責任で修正を行わなければならない。

10 秘密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施に関して、知り得た秘密を他に一切漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得なければならない。
- (2) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関して疑義が生じた場合には、その都度委託者と協議しなければならない。
- (5) 事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染防止のため、適切な感染防止策を講じること。
- (6) 本事業における成果品の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用ができるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。